

# JR芦原温泉駅周辺地区 景観形成整備計画

あわら市土木部建設課

## 目 次

1. 景観形成重点地区の区域	1
2. 景観形成の目標と方針	2
3. 景観形成の基準	4
(1)届出の対象となる行為	4
(2)届出書に添付する図書の一覧	4
(3)景観形成基準	5
①建築物及び工作物の規模や配置、意匠および敷地の緑化に関する事項	5
②開発行為・土地の形質の変更に関する事項、物件の堆積等に関する事項	6
③広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項	6
参考図)JR芦原温泉駅周辺地区における使用可能な色の範囲	7
4. 届出に関する手続きの流れ	8

# 1. 景観形成重点地区の区域

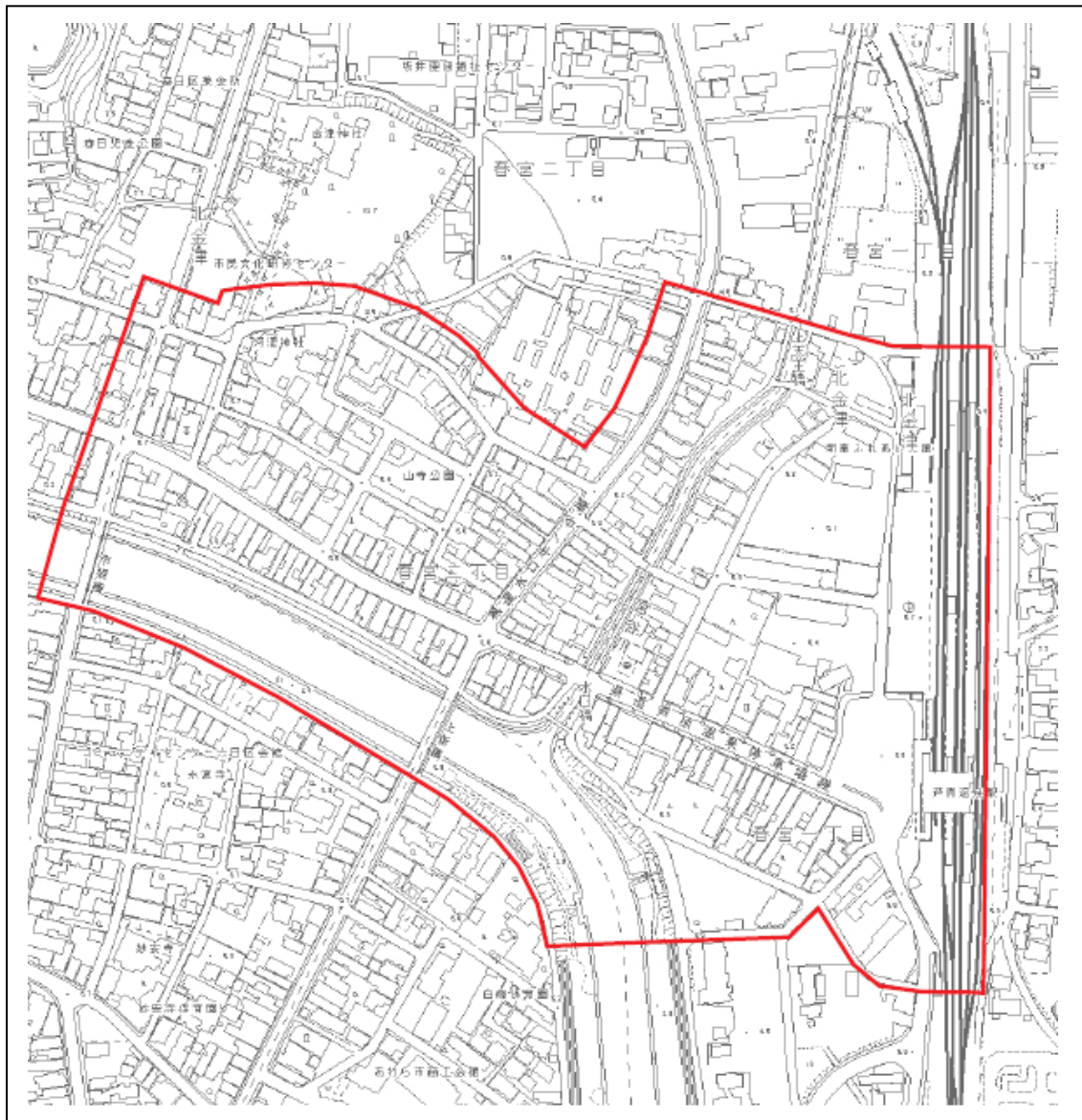
## ●JR 芦原温泉駅周辺地区の概要と範囲

あわら市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として、魅力あるまちづくりを進めるために「JR 芦原温泉駅周辺地区」を「あわら市景観形成重点地区」として設定します。

本地区は、金津市街地に位置し、JR 芦原温泉駅から県道芦原温泉停車場線・県道芦原丸岡線沿線の帯状の地区です。宿場町としての歴史や竹田川、宮谷川など水と緑が暮らしに融け込む市街地景観となっています。

竹田川と一体となった水と緑の景観づくり、本陣飾りや宿場町の歴史を活かした街並み修景など、住民主体の景観まちづくりにも取り組んでおり、重点的・継続的な駅前景観形成や生活に根ざした自然と歴史に融け込む景観整備を進めるため、「あわら市景観条例」に基づく「景観形成重点地区」として、「JR 芦原温泉駅周辺地区」を指定します。

JR芦原温泉駅周辺地区の範囲



## 2. 景観形成の目標と方針

### ●景観形成の目標と方針

JR 芦原温泉駅周辺地区は、福井県の北の玄関口にふさわしい景観として、緑豊かな景観を形成し、竹田川や金津市街地の歴史資源等へと回遊する景観まちづくりを進めます。

本地区は、宿場町や本陣飾りなど金津の歴史文化資源をモチーフに、歩道拡幅に伴う、街路樹・街灯・無電柱化の一体的な整備により歩行者にやさしい景観整備を進めます。

また、昔ながらの趣きを感じさせる建築物の色彩や形態意匠のルールづくりにより、生活者と来訪者にうるおいをもたらす景観形成を進めます。

JR 芦原温泉駅前のにぎわい交流広場を拠点として、金津市街地の各地区との水と緑の軸や歴史資源を結び、人々が集まり、にぎわう景観まちづくりを展開します。

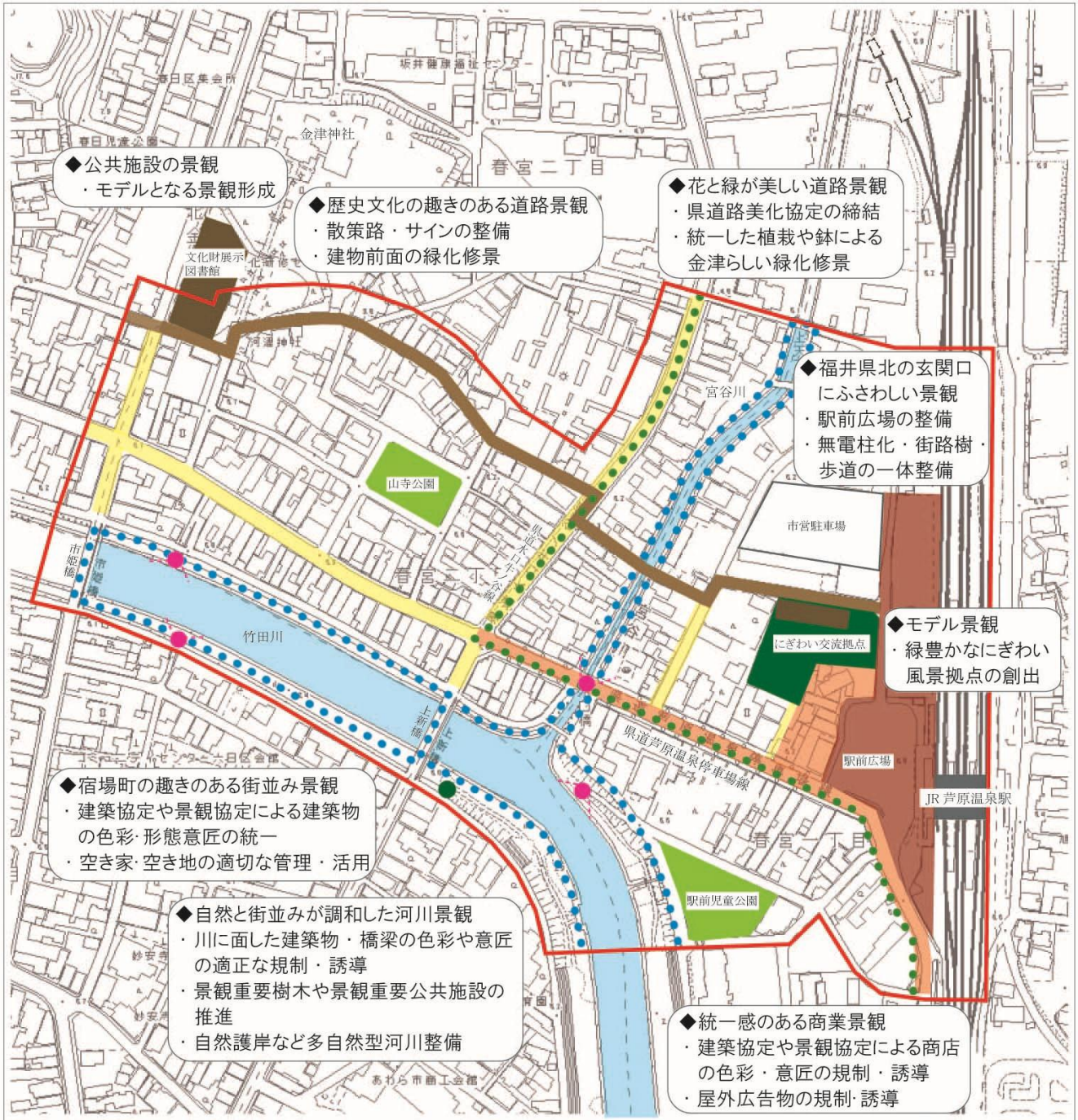
#### ●景観まちづくりの目標

水と緑と歴史がつながる風景づくり

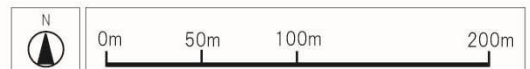
#### ●景観形成の方針

福井県の北の玄関口	JR 芦原温泉駅周辺においては、緑豊かな景観をめざし、商店の建築物や看板については、形態意匠・色彩や緑化に配慮した福井県の玄関口にふさわしい景観を形成します。
緑豊かなにぎわい 風景拠点の創出	かつて金津のまちの中に点在した緑地をモチーフにした緑豊かな空間を JR 芦原温泉駅前のにぎわい交流広場に再現し、まちの回遊性を生み出す拠点としてモデルとなる景観を形成します。
水と緑と歴史による 回遊性の創出	JR 芦原温泉駅前や竹田川・宮谷川、寺院や神社などの歴史資源や眺望ポイントを辿る回遊軸を設定し、建築物の色彩や意匠の統一化、案内板・サインなど宿場町らしいデザインの創出、金津らしい夜の景観の演出などを図り、水と緑と歴史資源を回遊できる景観を形成します。
宿場町の趣きのある 街並み形成	宿場町として歴史と暮らしが融合した趣きのある街並みを創出するため、木材や瓦を活かした金津らしい建築物の色彩や意匠の規制や緑と調和した景観を形成します。

# J R 芦原温泉駅周辺地区における景観形成の方針図



- 景観形成重点地区
- 統一感のある商業景観
- 歴史文化の趣きのある道路景観
- 宿場町の趣きのある街並み景観
- 花と緑が美しい道路景観
- 水と緑と歴史の回遊軸
- 保全すべき眺望



### 3. 景観形成の基準

#### (1)届出の対象となる行為

対象	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新築若しくは移転する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ8mを超える建築物または延べ面積 100 m<sup>2</sup>を超える建築物</li> </ul> </li> <li>■増築若しくは改築する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為に係る延べ面積が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul> </li> <li>■外観を変更する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為に係る面積が 10 m<sup>2</sup>を超える外観の変更</li> </ul> </li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新設若しくは移転する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10mを超える工作物または築造面積 500 m<sup>2</sup>を超える工作物</li> <li>・ただし、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件は除く</li> </ul> </li> <li>■増築若しくは改築する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul> </li> <li>■外観を変更する行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が 10 m<sup>2</sup>を超える外観の変更</li> </ul> </li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10mを超えるもの</li> </ul>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものまたは行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10mを超えるもの</li> </ul>
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものまたは物件の堆積の高さが 2mを超えるもの</li> </ul>

#### (2)届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	種類	内容
建築物の建築 工作物の建設 屋外広告物の 表示等	位置図	当該敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	当該敷地内における建築物、工作物又は屋外広告物の位置及び規模を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	立面図	当該建築物、工作物又は屋外広告物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
開発行為、土地 の形質の変更、 物品の堆積	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	写真	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	当該行為を行う土地の区域内における土地の形質の変更の位置及び規模を表示する図面で縮尺100分の1以上

### (3) 景観形成基準

#### ① 建築物及び工作物の規模や配置、意匠および敷地の緑化に関する事項

項目	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹田川や宿場町の街並みが残る地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。</li> <li>・花と緑の美しいまちづくりを進め、民有地緑化と公共空間、オープンスペースの緑化や一体性・連続性のある花と緑の景観形成に配慮する。</li> </ul>
配置・規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・駅前や商店街に位置する建築物の壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、統一感のある街並みの形成に配慮する。</li> <li>・宿場町の街路景観が整っている地域においては、周辺と連続性のある配置となるよう配慮する。</li> <li>・植栽が可能な空地进行をできるだけ設け、ゆとりとうるおいのある空間を確保する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な周辺景観との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>・駅前や商店街に位置する建築物は、あわら市の顔としての役割を担う本地区の特性を踏まえた質の高い形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>・住宅地の屋根は、出来る限り地域特性を活かした勾配屋根とし、建築物の壁面等に用いる色と調和した明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>・建築物の室外に設置された建築設備(空調室外機等)は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該施設が直接露出しないような修景措置を講じる。</li> <li>・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。</li> <li>・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。</li> </ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、以下の色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、YR(橙系)明度3以上、彩度4以下の落ち着いた色調を基調とする。</li> <li>・色彩基準は、YR(橙系)、Y(黄色系)の色相は明度3以上、彩度4以下、R(赤系)、G(緑系)、B(青系)、P(紫系)の色相は明度3以上、彩度2以下とする。</li> <li>・駅前や商店街等は、建築物全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にサブカラーやアクセントカラーを用いて彩りを加える等、賑わいのある雰囲気演出に努める。</li> <li>・住宅地は、出来る限り自然素材を使用し、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。</li> <li>・緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

## ②開発行為・土地の形質の変更、物件の堆積に関する事項

項目	景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>・のり面は、出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。</li> <li>・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。</li> <li>・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺環境との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態、意匠とする。</li> </ul>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>・のり面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> <li>・擁壁は、良好な周辺環境と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。</li> <li>・原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。</li> <li>・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。</li> <li>・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行う。</li> </ul>
附帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機を設置する場合は、周辺環境に配慮し、景観配慮型とする。</li> <li>・建築物の室外に設置された建築設備(空調室外機等)は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような工夫をする。</li> </ul>

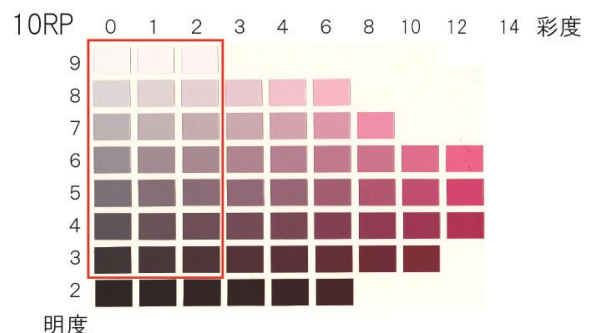
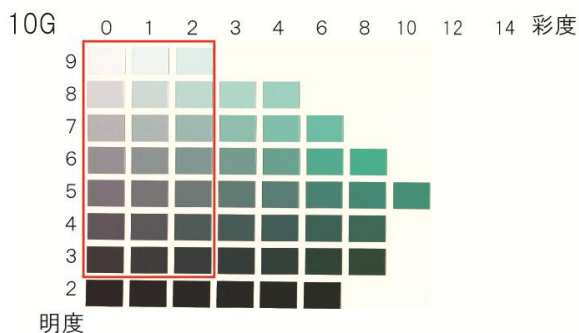
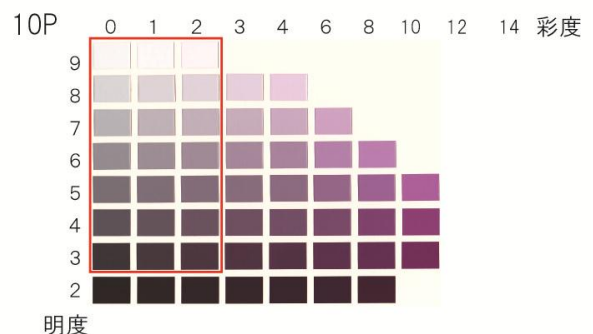
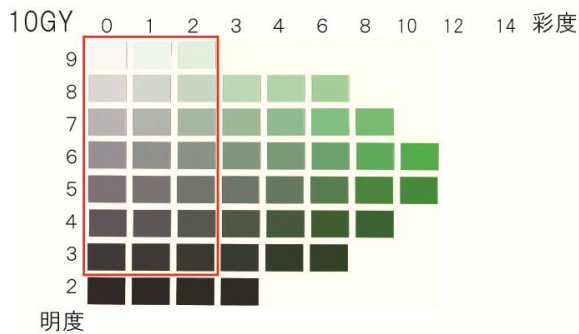
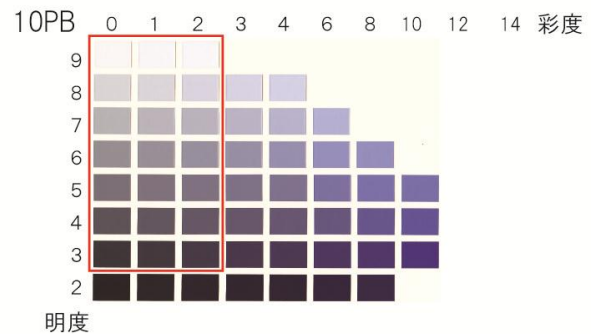
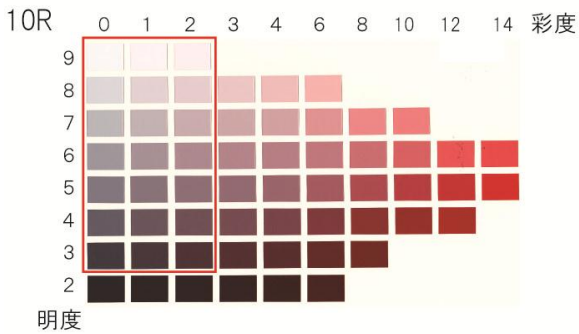
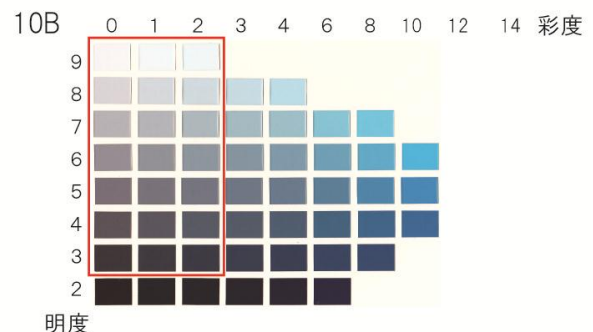
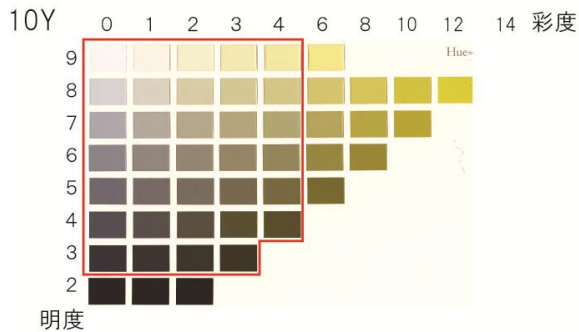
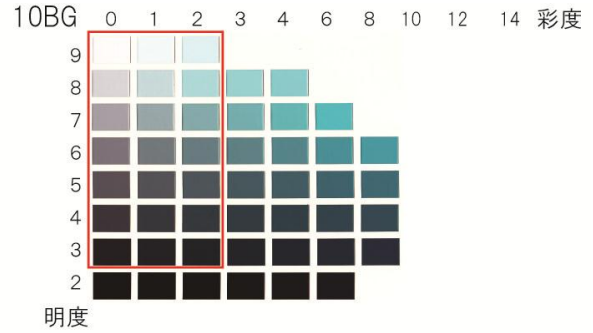
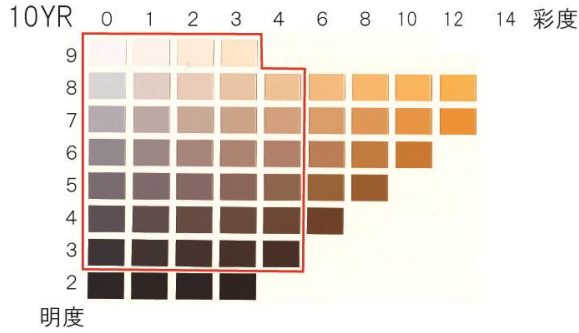
## ③広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項

項目	景観形成基準
位置・規模 形態、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとする。</li> <li>・できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンセル値による彩度4以下とするよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色についてはこの限りでない。</li> <li>・蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。</li> <li>・点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。</li> </ul>
屋上利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨組み、支柱棟は、道路の公共空間から目立たないようにする。</li> <li>・建物の屋上に設置できる広告物は一つとし、極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感を与えたりしないよう努める。</li> </ul>
壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。</li> </ul>
地上広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。</li> <li>・のぼり旗や立看板は、建築物と同一敷地内の設置に限る。</li> <li>・アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。</li> </ul>



## 参考図)JR芦原温泉駅周辺地区における使用可能な色の範囲

JR芦原温泉駅周辺地区では、建築物や工作物、屋外広告物の新築・新設等を行う際の色彩基準を定めており、10YR 明度3以上、彩度4以下を基調色として推奨します。以下のマンセル表色系に示す各色相の赤枠内が使用できる色彩の範囲となります。



#### 4. 届出に関する手続きの流れ

